

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
【政策局 D X ・ A I 戦略室】 2

◇ 告 示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 3

◇ 公 告

- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧（2 件）【都市戦略局計画部都市計画課】 7

◇ 雑 報

- 医療機器調達契約に係る一般競争入札の公告【地方独立行政法人北九州市立病院機構北九州市立医療センター事務局経営企画課】 9

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 4 3 号

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市規則第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号イ中「第 8 3 条第 1 号ル、ワ及びヨ」を「第 8 3 条第 1 号カ、タ及びソ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 3 3 2 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等の変更許可申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定により、その概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の構造等の変更に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号
日本製鉄株式会社九州製鉄所
所長 中田昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号
日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）

(3) 変更される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	N o . 1 転炉用排ガス集塵装置（第三製鋼三転炉） N o . 2 転炉用排ガス集塵装置（第三製鋼三転炉）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表 第 1 の第 6 1 号ロに掲げるガス冷却洗浄施設
能力	8 8 4 , 0 0 0 N m ³ / 時（2 基合計）

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	連続使用
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常
の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常
の値及び最大の

値

項目	変更前	変更後
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 62,400 最大 62,400	同左
水素イオン濃度	通常 8 最大 11	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 3,600 最大 4,000	通常 2,500 最大 4,000
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 27,000 最大 30,000	通常 20,000 最大 30,000
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 3	同左

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値

ア 処理施設名称 第3製鋼集塵水処理設備（粗粒分離槽、No. 1, 2シックナー）

項目	変更前	変更後
汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 940 最大 940	通常 440 最大 440
水素イオン濃度	通常 8 最大 11	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 30	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 70 最大 100	同左
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	通常 3 最大 3	同左

イ 処理施設名称 総合処理設備

項目	変更前	変更後
----	-----	-----

汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 1, 200 最大 1, 200	通常 1, 400 最大 1, 400
水素イオン濃度	通常 8 最大 9	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 14	同左
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/ℓ)	通常 2 最大 2	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 戸畑No. 13排水口

イ 排水の量及び汚染状態

項目	変更前	変更後
排水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 270, 947 最大 315, 677	通常 273, 847 最大 318, 577
水素イオン濃度	通常 7.5 最大 8.5	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 8.2 最大 16.1	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 22 最大 39	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 20 最大 28	同左
^{りん} リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.4 最大 0.7	同左
ノルマルヘキサ ン抽出物質含有 量 (mg/ℓ)	通常 1.5 最大 1.9	同左
フェノール類含 有量 (mg/ℓ)	通常 0.1 最大 0.15	同左
クロム含有量 (mg/ℓ)	通常 0.05 最大 0.1	同左

ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 10 最大 20	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4.2 最大 8.4	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 20 最大 28	同左
溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	通常 0.1 最大 0.5	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年8月24日から同年9月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和8年9月14日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 1 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目及び南鷹見町の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 8 年 9 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の
毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 8 年 9 月 7 日までに到着するよう提出すること。

北九州市公告第 6 1 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 2 4 日

北九州市長 武 内 和 久

1 都市計画の種類

防火地域及び準防火地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
八幡西区	北鷹見町、東筑一丁目及び南鷹見町の一部

3 都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課

4 縦覧期間

この公告の日から令和 8 年 9 月 7 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の
毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和 8 年 9 月 7 日までに到着するよう提出すること。

地方独立行政法人北九州市立病院機構公告第14号

一般競争入札により、医療機器調達契約を締結するので、地方独立行政法人北九州市立病院機構契約規程（以下「契約規程」という。）第3条の規程により、次のとおり公告する。

令和8年8月24日

地方独立行政法人北九州市立病院機構 理事長 中西 洋 一

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

汎用超音波画像診断装置一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター

(5) 入札方法 一般競争入札により実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 契約規程第2条第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 契約規程第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されている若しくは、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「病院機構」という。）で行う競争入札参加資格審査において認定されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。

(3) 病院機構及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市立医療センター事務局経営企画課調達係（電話 093-541-1831）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和8年9月3日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター事務局経営企画課

イ 日時 この公告の日から令和8年9月3日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分まで

（２） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この公告から令和8年9月3日まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を北九州市立医療センター事務局経営企画課に提出しなければならない。

（３） 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和8年9月10日午後5時までに必着のこと。

（４） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

北九州市立医療センター 別館6階 603会議室

イ 日時 令和8年9月11日午後1時30分

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程第4条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、契約規程第29条第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 入札者に要求される義務を履行しなかった者がした入札
 - エ 契約規程第9条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程第5条第1項の規定により定められた
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者と
する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在
地等

北九州市立医療センター事務局経営企画課

〒802-8561 北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号

電話 093-541-1831